

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、パンの製造及び会社の経理事務等の事務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月から会社の本社C部Dチームに異動となり、以後、上司から矛盾する内容の指示を受けたり、〇～〇時間も続く説教を同僚がいる前で受け、その際、机を叩いたり椅子を蹴ったりするなどの威嚇を受ける等の行為が日常的に〇年間程続いたため、精神的に弱ってしまい、嘔吐を繰り返すようになってしまったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「適応障害（F43.2）」と診断され、同年〇月〇日、F病院に受診し「うつ病（F32）」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を踏まえ、ICD-10の診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状の経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事」以外の出来事について

評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、上司であるGから、長期間にわたり、机を叩く（以下「机叩き」という。）、大声で怒鳴る（以下「大声」という。）、椅子を蹴る（以下「椅子蹴り」という。）等の理不尽ないじめ・嫌がらせを受けることがあり、これらが原因となって、本件疾病を発病したと主張している。そこで、請求人の主張について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、Gからの請求人に対する言動（以下「本件行為」という。）が長時間に及ぶことも多く、大声や机叩き、椅子蹴りなどの行為を伴っていたと主張するところ、会社関係者の申述によると確かにGは、大声を出して叱責を行うことがあり、その際には、机を叩くこともあったことは事実であったと認められ、また、その時間についても、○時間ないし○時間続くことがあったことも事実であると考えられる。もっとも、これら会社関係者の申述からは、その頻度ないし態様において、請求人が主張するほどのものとは認め難く、当審査会としては、月に○回程度、激高する態様にて、請求人が責められることがあったものと認めるものである。

イ Gがこうした行為に至った事情について、会社は、請求人には、支払い業務や郵便物の仕分作業等、当該職務においてミスが多かったと述べているところ、Hも、請求人の仕事ぶりについて、要旨、「教えた当初はできるものの、数か月するとまた同じミスを繰り返す」と述べており、請求人の職務遂行に過ちが多かったことは否定できないものと推認しうる。また、Gの言動の態様について、Iは、要旨、「言い方はきつくなることもあったが、指導内容としては的を得たことを言っていた」と述べており、あくまで業務指導を目的としていると認められるものであり、職務と関係なく請求人に対する嫌がらせを行っていたとは考えられない。

ウ 以上の事実から見ると、Gによる本件行為は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとは認められず、同別表1の具体的出来事「上司とのトラブル」に該当するとみて判断することが相当である。Gの言動には、上記のとおり、請求人に対する業務指導の意図があったと認められるも、大声を出す、机を叩くなどの感情的

な行動も認められることから、その心理的負荷の総合評価は「中」であるものと判断する。

(5) よって、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が認められるものの、その全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものとは認められないものである。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。